

令和6年度 第3回木更津市文化財保護審議会 審議録

1. 会議名 令和6年度 第3回木更津市文化財保護審議会
2. 開催日時 令和7年3月10日(月)～3月20日(木)
3. 開催方法 書面審議
4. 出席者 文化財保護審議会委員 5名
古泉忠之(会長)、高崎芳美(副会長)、笹生 衛、御巫由紀、黒田加奈子
5. 報告事項
第1号 令和6年度木更津市文化財保護行政について
第2号 宗教法人光明寺 武志伊八郎信由関連作品の千葉県登録文化登録について

審議結果報告

第1号 令和6年度木更津市文化財保護行政について

2 指定文化財所有者への支援について

(1)自然災害等の被害調査

古泉委員

自然災害等の被害については、特になかったのですか。

事務局説明

本年度、自然災害等による指定文化財の被害はありませんでした。

(2)指定文化財等への説明資料配布

(国登録文化財 建造物) ヤマニ綱島商店店舗

古泉委員

ヤマニ綱島商店への年間来店人数はどれくらいですか。

事務局説明

長期間、店舗が閉店しているため、年間の来店人数は、カウントされておりません。

また、本年度は説明資料の作成依頼はありませんでした。

3 指定文化財等の保護・活用について

(3)木更津市指定文化財(第12号)「嶺田楓江寿碑」の文化財案内板に、多国語対応のQRコードを添付した。

高崎委員

峯田楓江寿碑の案内板を見てきました。ところで、立派な参集殿ができて、いくつかの石造物が見当たらなくなっていますが、かつて旧社務所の横にあった「神徳」銘の大きな石碑(大正三年七年 新宿町)がどうなったのか、ご存知でしたら教えて下さい。

事務局説明

石碑の所在について、神社の方にお聞きし現地を確認しました。「神徳」銘の石碑は、五大力船絵馬、格天井装飾画の案内板(蘇鉄の植え込み)の南側に移設されておりました。

御巫委員

「嶺田楓江寿碑」の QR コードの英文がややわかりづらいように思いました。以下の点について、ご検討いただければ幸いです。

第1段落 藩主なら feudal lord、藩士なら a Tanabe clan か？文の並びが英語っぽくないので、少し入れ替えてみました。書籍名は通常、イタリック表記をします。どなたかネイティブの方にご確認いただければありがたいです。

(新案)

Mineda Fuko was born in Edo in 1818 in the late Edo period, the son of a Tanabe clan member from the Tango region, which is now Kyoto Prefecture. He studied Confucianism and Dutch learnings and travelled around Japan. In 1843, he explored Hokkaido and wrote *Kaigai Shinwa* (New Stories from Overseas) to appeal to the Edo Shogunate about the need for a colonial system and northern security. However, he was arrested for disturbing public order and banished from Edo.

第2段落 文章を選んだのが重城保、題字を選んだのが英国外交官、書を書いたのが劉世安で合っているのでしょうか？添付の解説と写真の看板とで順番が入れ違っていますがこれでいいのでしょうか？これでよいたら英文は例えば、以下のような形になるかな、と思います。あまり自信はないので、どなたか確かな方にご確認ください。

(新案)

The monument is a rare collaboration of three nations: the text was chosen by Jūjō Tamotsu, the first chairman of the Chiba Prefectural Assembly, the title was chosen by a British diplomat (probably John Harrington Gubbins, later British Consul-General in Seoul) and the calligraphy by Liu Shian of China.

黒田委員

解説文を英訳する際には、歴史学などの専門知識があり、英語論文等にもある程度通曉された方に校正をお願いする方が良いのではないかと思います。

「屯田制」という歴史用語を、日本史ではどのように訳して説明するのか気になりました。現在の訳語が、屯田制のすべての中身を表現していないのではないかと思います。

最初の段落の最後の文章「しかしこのことで、治安を乱したとして捕らえられ、江戸

から追放された」に対応する訳文のうち、「with this move」に違和感を覚えます。move は実際の身体の動きや移動などを意味する単語です。この文書における「このこと」では、追放刑となる一連の活動のことを表現したいのでしょうか。おそらく deeds や actionの方が適切に感じます。

最後の段落の「the title by British diplomat Gubbins, (thought to be…」について Gubbins の次の「,」を取ってください。日本語ではそのような文書ではないようです。

事務局説明

これまでも、英文表記の内容に多くのご指摘をいただいております。内容の確認について、専門知識がある適任者を探したいと思います。

また、ご指摘をいただいた英文表記については、再度確認し、修正いたします。

4 千葉県金鈴塚古墳出土品国宝化推進事業について

(1)小学生向け金鈴塚古墳周知用資料の配布

古泉委員

特に現場での使用状況の様子がわかり、大変良いと思います。アンケートの処理、分析の作業が大変だと思いますが、よろしく願います。

子どもたちの歴史学習では、実物や実物に近い状態の遺物を示す効果は絶大だと思います。実物を見たり、今の生活と比べたりする効果は素晴らしいと思います。そんな感動が持てる博物館での展示や説明も大切ですね。

担当の先生方の努力、ポジティブな取組みがわかるアンケートだと思います。指導側の遺物への思いが、子どもたちに大きな影響を与えていると思いますので、これからもよろしく願います。

金鈴塚古墳から出土した遺物の重要さや意味を通史と関連させながら扱うことが大切なので、古墳時代と今の身近な地域の景観をつなげられるようなジオラマがあれば良いですね。今の地域の様子からは、当時の古墳の様子は想像できないですからね。木更津の地に大和朝廷につながる古墳があることは、子どもたちの感動につながると思います。

タブレットを活用したり、工夫したり、先生方の苦勞がよくわかりました。

事務局説明

配布資料は、郷土の歴史を学ぶ授業で副教材となる周知用資料であり、市民にとって出土品が「市の宝」であるという意識が高まることを期待してのものです。出土品を良好な状態で保管し、多くの方々にその重要性を知っていただきたくことが重要であると考えております。

また、各小学校へ資料を配布する際に、担任の先生方に回答をお願いした、使用状況に関するアンケート結果を添付しております。

7 市道中野畑沢線整備事業に伴う鶴ヶ岡遺跡の発掘調査、遺跡見学会の開催について

古泉委員

遺跡見学会や出前講座の開催は素晴らしいと思います。小さな一歩だと思えますが、とりわけ、そこに住む人々に古代からつながる遺跡とのかかわりをわかっ
てもらうことは意義深いことだと思います。スタッフの皆様の活躍に感謝いたします。

事務局説明

今回の遺跡見学会、出前講座の開催は、特に「文化財を知る」という意味での市民への周知力は、パンフレットや座学とは比べ物にならない「本物の力」があることが強く感じとれました。

見学者の安全確保などの課題もありますが、実施の成果は大きいと考えます。今後同様の機会があれば、検討いたします。

笹生委員

遺跡見学会は、文化財の周知や活用面で大変に良い行事だと思います。発掘調査の機会には適宜、実施いただき市民へ埋蔵文化財の価値を周知するとともに、今後、市民も参加できる文化財の活用を検討してもよいのではないのでしょうか。

また、鶴ヶ岡遺跡と俵ヶ谷遺跡、千束台遺跡、請西遺跡群など、木更津市では広範囲での集落遺跡・古墳群の発掘調査が行われており、原始・古代の土地利用・景観を復元する上で貴重な資料が集積しています。これらをトータルで時代を通じて分析することで、多面的な活用(都市計画上の活用も含め)の新たな知見が得られると思われ
ます。是非、私も協力したいと思いますので、今後、このような分析も視野に入れて検討しては如何でしょうか。

事務局説明

今回の見学者の実施の成果は大きく、成功事例とすることができました。今後同様の機会があれば、今回の経過を踏まえ検討いたします。

令和7年度に鶴ヶ岡遺跡の埋蔵文化財調査報告書の刊行を予定しております。また、近隣の調査成果については、市史編さん事業でもあわせて検討を行っております。委員のご提案については、事業化が難しいこともありますが、今後とも皆様よりご教示をいただきたいと考えております。

第2号 宗教法人光明寺 武志伊八郎信由関連作品の千葉県登録文化登録について

古泉委員

今後、光明寺内に案内板が設置されるのでしょうか。富士見厳島神社の社殿彫刻は、伊八の作品との想定はされていないのでしょうか。

また、光明寺薬医門の彫刻との関連は何かあるのでしょうか。木更津地域で活動の様子が興味深いですね。

事務局説明

光明寺内への案内板設置の予定はありません。光明寺の作品は、初代伊八、20歳代中ごろの作品です。また、富士見巖島神社の社殿彫刻は40歳代半ばから後半の作品と考えられています。

高崎委員

光明寺の薬医門は、今までに何回か見ていましたが、力士像が伊八作とは知りませんでした。背面の刻銘は、いつ頃分かったのですか。

木更津市内の伊八作の彫物等の把握は、どのくらいなされていますか。成就寺や請西の長楽寺のものは、かつて見たことがあります。

事務局説明

背面の銘文は、平成25年7月に行われた、千葉県主導の有識者による現地調査で判明しました。

これまで、市内を対象とした伊八作品の所在調査は行っておりませんが、下記文献に集成があります。これら文献によりますと、初代伊八の作品は千葉県南部を中心に52例が知られており、委員のご指摘にあります。成就寺、長楽寺所蔵の作品もこれに含まれております。

このほか、今回の光明寺、富士見巖島神社の社殿彫刻については、集成に未掲載の作品で、平成5年以降に確認されたものです。

文献1 長谷川治一 1993(平5)「名工波の伊八-武志家について-」『千葉文華』第28号
千葉県文化財保護協会

文献2 長谷川治一 1993(平5)『波の伊八』ロング出版

笹生委員

登録は、喜ばしいことと思います。引き続き保護・活用に努めてください。

事務局説明

今回、県の登録文化財に登録されたことで、市内の初代伊八の作品(登録・指定)が2件となりました。引き続き保護・活用に努めていきたいと考えております。

上記、令和6年度第3回木更津市文化財保護審議会の書面による審議について、確認したことを報告します。

令和7年3月26日

審議録署名人 木更津市文化財保護審議会

会長 古 泉 忠 之 印